パブリックコメント手続制度に基づき

市民の皆さんからの意見を募集します

パブリックコメント手続とは、市の基本的な政策の策定などにあたり、政策の趣旨、内容などを公表するとともに、市民からの意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。今回は、次の計画などへの意見を募集します。

①第2次刈谷市公共施設等総合管理計画（案）

問施設保全課（☎91-1154、FAX23-9331、✉hozen@city.kariya.lg.jp）ID1023338

建物やインフラといった公共施設などの維持管理、更新に係る費用の縮減や財政負担の平準化、維持管理の最適化に向けた取組の推進を目的として策定するものです。

②第12次刈谷市交通安全計画（案）

問くらし安心課（☎62-1010、FAX27-9652、✉kurashi@city.kariya.lg.jp）ID1009411

交通安全対策基本法に基づき、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策を明らかにし、交通事故のない社会を目指すことを目的として策定するものです。

③第8期刈谷市障害福祉計画・第4期刈谷市障害児福祉計画（案）

問福祉総務課（☎62-1208、FAX24-3481、✉fukusou@city.kariya.lg.jp）ID1023478

障害福祉サービス、地域生活支援事業および障害児通所支援などのサービスの見込量を明らかにし、障害福祉施策の総合的な推進を目指すものです。

④第10期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画（案）

問長寿課（☎62-1013、FAX24-2466、✉choujyu@city.kariya.lg.jp）ID1023352

介護保険事業運営の基本となるサービスの見込量と高齢者に関する各種施策の基本方針を定め、介護保険制度の円滑な実施と高齢者福祉施策の総合的な推進を目指すものです。

⑤第2次刈谷市都市交通戦略（案）

問都市交通課（☎95-0004、FAX23-9331、✉tokou@city.kariya.lg.jp）ID1023349

まちづくりと連携した都市交通施策を総合的かつ戦略的に推進するための指針と施策の具体的な推進計画を定めるものです。

⑥第3次刈谷市スポーツマスタープラン アクションプラン（案）

問スポーツ課（☎63-6040、FAX63-6889、✉taiiku@city.kariya.lg.jp）ID1022860

将来のスポーツ施設整備の方向性について、必要な施設の機能・規模・方針などの基本的な考え方を定めるものです。

◆共通

意見を提出できる人 市内在住の人、市内在勤または在学の人、市内に事務所または事業所を有する人、各計画などに利害関係を有する人

各案の閲覧場所 市HP、市役所情報コーナー、各担当課、市民交流センター、各市民センター、各生涯学習センター、総合文化センター、各図書館、生きがいセンター、高齢者福祉センターひまわり、一ツ木福祉センター

意見提出 12月1日㈫から1月4日㈰までに、計画等名、住所、勤務先または学校名（市外の人）、氏名（フリガナ）、連絡先、意見（様式自由）をQR、郵送（〒448-8501刈谷市役所）、FAX、メールまたは直接、各担当課（⑥はウィングアリーナ刈谷内、㊡水曜）へ。

※電話・口頭での提出不可

※賛否の結論だけでは市の考えを示すことができませんので、意見は具体的に記載してください。

意見への対応 各計画などの策定（制定、改定）に向けての参考とします。また、提出された意見の概要およびその意見に対する市の考え方を取りまとめて公表します。

※個別の回答は行うことができませんのでご了承ください。

申込共通事項　郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、電話番号